

就労定着支援 RuRi 重要事項説明書（別表）

| 給付内容 | | 給付費 | 1割負担 |
|------|--|---------------------|---------------|
| 基本部分 | 一般就労後、6月以上継続して就労されている方の割合に応じて適用（年度ごとに割合に応じて変化） | ¥35,120～ ¥10,740 | ¥3,512～¥1,074 |
| 加算 | 初期加算 | ¥900 | ¥90 |
| | 職場適応援助者養成研修終了者配置体制加算 | ¥1,200 | ¥120 |
| | 特別地域加算 | ¥2,400 | ¥240 |
| | 地域連携会議実施加算（Ⅰ） ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月に1回かつ年に4回を限度とする | ¥5,790 | ¥579 |
| | 地域連携会議実施加算（Ⅱ） ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月に1回かつ年に4回を限度とする | ¥4,050 | ¥405 |
| | 就労定着実績体制加算 | ¥3,000 | ¥300 |
| | 利用者負担上限管理加算（月1回を限度） | ¥1,500 | ¥150 |

| | | | | |
|--------|-----------------------------|---|------------------|---------|
| | 福祉・介護職員等 処遇改善加算 | 厚生労働省が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定事業所が、利用者に対しサービスを行った場合 | 上記算定金額の 10.3% | 左記金額の1割 |
| 減 算 | 職員配置基準に満たない場合 の1回あたりの利用料 | 職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 | 所定単位数の 70% | 左記金額の1割 |
| | 支援計画の不備による 1回あたりの利用料 | 個別支援計画が作成されていない場合 | | |
| | 支援体制構築未実施減算 | 支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引継ぎのための体制を構築していない場合 | 所定単位数の 90% | |
| | 虐待防止措置未実施 | 障害者虐待防止措置が未実施の場合 | 所定単位数の 99% | |
| | 業務継続計画未策定 ※令和7年4月1日から適用 | 感染症や災害に対する業務継続計画が未策定の場合 | | |
| | 情報公表未報告 | 障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合 | 所定単位数の 95% | |